

住生活基本計画（全国計画）の変更について

住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第6項の規定により準用する同条第3項の規定に基づき、住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）を次のとおり変更する。

目次を次のように改める。

目 次

はじめに	… 1
第1 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての 基本的な方針	… 2
1 住宅の位置づけと住生活の安定の確保及び向上の促進に関する 施策の意義	
2 豊かな住生活を実現するための条件	
3 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての 横断的視点	
第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその 達成のために必要な基本的な施策	… 4
1 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継	
① 住宅の品質又は性能の維持及び向上	
② 住宅の合理的で適正な管理等	
2 良好的な居住環境の形成	
3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備	
4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	
第3 大都市圏における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進	… 9
1 基本的な考え方	
2 住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の設 定	

第4 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進	… 1 0
1 住生活に関わるすべての主体の連携及び協力	
2 政策評価の実施及び計画の見直し	
3 統計調査の充実等	
第5 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進	… 1 2
 別紙1 住宅性能水準	… 1 3
別紙2 居住環境水準	… 1 5
別紙3 誘導居住面積水準	… 1 7
別紙4 最低居住面積水準	… 1 8
別紙5 公営住宅の供給の目標量の設定の考え方	… 1 9
別紙6 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進に係る対策	… 2 0

第2の表中「リフォームにも柔軟に対応できる住宅」を「リフォームにも柔軟に対応できる長期優良住宅」に改める。

第4の次に次のように加える。

第5 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進

「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）、「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）等を踏まえ、住宅ローン減税の期限延長、最大控除可能額の過去最高水準までの引上げ、長期優良住宅の取得や環境、高齢化問題等のための省エネルギー、バリアフリー等の住宅リフォームに係る投資型の減税の導入等により、住宅投資の活性化を図ることとされている。また、暮らしの安心を確保するための住宅セーフティネットの充実を図ることも求められている。

このような経済状況に応じた対応を機敏に講じていくことは極めて重要であるが、その際には、住宅ストックの質を高める観点に十分配慮することが必要であり、特に、別紙6の対策を緊急的かつ重

点的に実施し、本計画の一層の推進を図ることとする。

別紙5の次に次のように加える。

別紙6 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進に係る対策

1 長期優良住宅の普及の促進

住宅の利活用期間の延伸に資するとともに、廃棄物等による環境への負荷の低減及び国民の住宅への負担の軽減を図るため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の普及を促進する。

2 リフォームの促進

住宅を長く大切に使う社会を実現するため、以下の取組を促進し、リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合の引上げを図る。

(1) エネルギーの使用の効率性の向上への対応

地球温暖化問題等に対応して、住宅の省エネルギー性能を向上させるため、一定の省エネルギー対策等を講じた住宅ストックの比率の引上げを図る。

その際には、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第74条第2項の指針に掲げる基準を満たすとともに、天井、外壁及び床についても同指針に掲げる基準を満たす改修を促進する。

また、住宅における自然エネルギーの利用を推進するため、住宅における省エネルギー改修工事と一体として行われる太陽光発電設備の設置を促進する。

(2) 高齢者等への配慮

急速な高齢化に対応するため、高齢者等が安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率の引上げを図る。

その際には、各住戸において必要とされるバリアフリー化の内容が、そこに居住する高齢者等の状況によって異なるものであることを踏まえ、一定の工事内容のうち居住する高齢者等の状況に応じて必要な工事を総合的に実施し、十分な効果を発揮できるものとする。

(3) 基礎的な安全性の確保

大規模な地震に備え、国民の安全・安心を実現するため、新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率の引上げを図る。

注1 2(1)における一定の省エネルギー対策とは、全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用することとする。

2 2(2)における一定の工事内容とは、①廊下の拡幅、②階段の勾配の緩和、③浴室改良、④便所改良、⑤手すりの設置、⑥屋内の段差の解消、⑦出入り口の戸の改良及び⑧床表面の滑り止め化とする。

3 1及び2において、税制上の支援措置を講じる際には、標準的な単価の設定によって必要な手続の簡素化・合理化を行うなど、国民にとって分かりやすく使い勝手の良いものとする。